

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 23 日

障害福祉サービス事業者 代表者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局

障害福祉課長

ユニバーサル推進課長

**社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策にかかる
留意事項の徹底について**

平素は、本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、まん延防止等重点措置の実施後、感染の急拡大が収まらない状況であるため、政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、本日、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態措置実施区域とされました。また、社会福祉施設等において大規模なクラスターが発生するなど、医療体制が危機的状況にある中で、一層の危機感を持った対応が必要となっています。

施設内感染対策の徹底については 4 月 19 日付け本県事務連絡でお願いしたところですが、このたび、勤務中や休憩時など具体的な場面における留意事項をまとめましたので、別紙をご確認のうえ、改めて従事者等への周知・徹底をお願いいたします。

また、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡し、その指示に従っていただきますよう重ねてお願いいたします。

社会福祉施設・事業所における感染拡大の感染予防・感染拡大防止について

1 出勤・着替え時

- 体調が優れない場合は、無理に出勤しない
- 施設の従事者自身は無症状であっても、家族に症状がある人や PCR 検査を受けている人がいる場合などには、勤務先等に連絡のうえ、出勤を自粛する
- 時差出勤を導入するなど、更衣室（ロッカー室）を多くのスタッフが一度に利用しない
- 更衣室を分散する

2 業務中

- こまめに手指消毒や換気を実施
- マスクを着用する場合は不織布マスクとし、鼻を出さない
- 不特定多数のスタッフが触れるOA機器は手指消毒してから使用し、こまめに清掃
- 車いす、歩行器、清掃用品等の複数フロアでの共用を中止
- 出入りの多いドアは肘で押して入れるよう調整する
- 保冷配膳車等を導入し、食事介助は、原則として個室で行い、対面にならないようにする
- 利用者の検温、健康チェックなど、毎日の健康管理を行う
- 意思疎通が困難な利用者の誤飲を防ぐため手指消毒機器の設置ができない場合は、ポシエット型、ウェストポーチ型の手指消毒剤ホルダー等を導入
- 委託業者を含めたすべてのスタッフに、防護具装着の必要性・方法を周知

3 休憩時

- 休憩時間を分散し、休憩室を多くの職員が一度に利用しない
- 居室で使用したペン等の物品を休憩室に持ち込まない
- 居室に職員の私物を持ち込まない
- 休憩室の共用物を減らし、こまめに清掃
- 食事中は会話を控える

4 業務終了・帰宅時

- 防護具の脱衣手順を脱衣所に提示
- ゴミ捨て場への導線と、資材保管庫への導線を分けて設定
- 業務中に着用したユニホームのまま帰宅しない

5 患者発生時等

- 風邪の症状を訴える利用者がいた場合、発熱の状況や居室等の利用状況などを記録し、保健所の調査に協力すること